

フランスにおける人工生殖 ———実施基準と親子関係———

松川正毅 (MATSUKAWA Tadaki)
大阪大学大学院法学研究科教授

序

- I フランスにおける人工生殖
- II 実施基準と親子法
- むすび

序

I フランスにおける人工生殖

1、生命倫理法にあらわれている目的

①人工生殖の定義

②人工生殖に共通する目的

臨床上の目的 病の治療

施術希望者における人工生殖の目的 自然に近づける

(代理母を認めない理由の一つ)

あ、男女からなるカップル

い、婚姻関係か自由結合関係 (内縁)

う、生殖年齢にあること

え、生存し、同意可能なこと

夫の死後の人工授精

死後の受精卵の移植・提供 例外的に第三の男女への提供

③体外受精に特有の目的

「人をその生命のはじまりから尊重することを保障する」

(民法 16 条)

体外受精と配偶子の提供 養子法の逸脱を防ぐ (一方のみの提供配偶子を

認める理由。提供の際の手続き)

受精卵の提供

補足 代理母契約は無効

フランス法での代理母が認められない理由

(親子法の原則と関連)

2、現状

- ① 1994 年の生命倫理法
- ② 2000 年の保健法典の改正
- ③ 若干のデータ

II 実施基準と親子法

1、実施基準

- ①すべての人工生殖に共通の実施基準
説明義務と意思確認
- ②体外受精および受精卵の保存と移植に特有の実施基準
冷凍保存に対するためらい
提供には、養子縁組を連想させる手続きが定められている。受精卵を人と考える姿勢
- ③提供者がいる場合の人工生殖
あ、精子・卵子の提供
子をすでにもうけている男女
提供者およびその配偶者の承諾
提供は無報酬 人体の構成要素であり、物ではない
匿名性（民法16条の8） 指名はできない
（保健法典L1244の7）
5人まで、
生の精子の利用、混合は認められない

セコス（CECOS）の存在の意味

い、提供による人工生殖の実施基準
提供が最終の手段であること
意思確認の手続きと公証人（または裁判官）の面前での承諾

2、親子法

- ①提供精子による場合の親子関係
- ②提供卵子による場合の親子関係
- ③提供胚による場合の親子関係

補足 代理母が認められない親子法上の理由
人体と法的身分の処分不可能性の原則

むすび

フランス型の立法は公序に基づく規制
当事者の意思は必ずしも実現するとは限らない
匿名性、子の出生を知る権利などが再度議論されている